

JR総連ドライバーズ共済会

加入者の範囲

ドライバーズ共済会は、JR総連組合員で動力車乗務員及び限定免許者、バス乗務員、業務上自動車を運転する者、その他特に運営委員会が認めた者が加入できます。(エルダー組合員も加入できます。)

※組合を脱退またはドライバーズ共済会を脱退した場合は、救済の適用を受けられません。

会費

会費は年額1,200円(当年4/1から翌年3/31まで年度一括納入)です。

加入手続き

加入希望の組合員は「ドライバーズ共済会会員原票」(分会用)に必要な事項を記入し、会費を添えて分会共済担当者に申し込んでください。

分会共済担当者「ドライバーズ共済会会員名簿」に所定事項を記入して、書類はJR東労組本部ドライバーズ共済会事務局へ送付し、会費はJR総連ドライバーズ共済会へ送金して下さい。

救済金等の請求(申請)手続き

救済事由が発生した時は、「事務取扱いの手続き」を参照し、申請に必要な添付書類と共にJR東労組ドライバーズ共済会事務局へ速やかに給付申請をしてください。

【ドライバーズ共済給付一覧表】

	救 済 項 目	救 済 金
救 援	① 検束ならびに収監された時	① 1日5千円相当の差し入れ料
	② 罰金を支払った時	② 罰金の額 (通勤途上は1万円を上限、適用条件あり)
	③ 乗務中疾病	③ 減額分
	④ 懲戒処分による減額	④ 減額分
	⑤ 懲戒処分を受け期末手当減額	⑤ 減額分
	⑤-2 昇給欠格	⑤-2 1号俸(1年を限度)
	⑥ 解雇	⑥ 退職金の額
	⑦ 業務上を理由に長期乗務停止 ⑧ その他	⑦ 10日以上を1単位とし4千円 ⑧ 運営委員会が決定
見 舞 金	① 業務上死亡	① 20万円(含む花輪代)
	② 業務上以外死亡	② 5万円
	③ 業務上負傷で退職	③ 10万円
	④ 業務上負傷で1カ月以上入院	④ 5万円
	⑤ 業務上負傷で2週間以上休業	⑤ 2万円
記念品	① 転職・退職による脱会	① 記念品